

安全で住みよい  
まちづくり

# 防災への意識改革



Vol.326

## まちを守るためにあなたの力が必要です

### ～消防団に入団しませんか～



#### 消防団とは?

特別職の地方公務員で、自営業やサラリーマン、学生などの生業を持ちながら、消防活動を行う権限と責任を担う、災害や訓練に出動する非常勤職員です。

地震など大規模な災害が発生すると、役場、消防署や警察署などの防災機関が活動します。しかし、火災や家屋倒壊で直ちに救出・救助活動ができなかったり、道路や橋が壊れて緊急車両が通れなかったり、消防への通報電話がかかりにくかったりして、行政の活動が遅れることが予想されます。このような時のために、地域防災の要として、消防団の若い力が必要です。

#### なぜ消防団が必要なの?

#### 活動の処遇は?

年額報酬を町が支給します。火災出動や訓練時には手当を支給します。消防活動で死傷した場合は、公務災害補償の対象となります。5年以上在籍した団員が退職した場合は退職報償金が支給されます。

被服などは、町が支給・貸与します。各分団が使用する消防車、消防ポンプ、消防ホースなどの消防用備品は町が整備します。

町内在住・在勤の18歳以上で健康な方は性別問わず入団できます。消防団活動へご理解とご協力をお願いします。

#### 誰でも入団できるの?

### 女性消防団員も活躍

女性消防団員は、幼児期の子どもたちへの防火教室を通して、防火・防災教育を行っています。そのほか、消防団の知名度向上、団員勧誘を目標に啓発活動を実施しています。



▲ 防火教室の様子 ▲

**防災行政無線情報は電話でも**

防災行政無線が聞き取りにくい場合は、**☎(48)7030**で確認してください。最新のメッセージを聞くことができます。

防災交通課防災係 ☎(48)1111(内1209)

